

## Web口座振替受付サービスを始めます

10月から、スマホやパソコンなどを利用して、インターネットから口座振替の申込みができるようになります。

市役所や金融機関窓口に出向く必要がなく、申込書の記入や届出印の押印が不要で、簡単に手続きができます。この機会にぜひ、納め忘れがなく便利な口座振替をご利用ください。

申込みなど、詳細はこちら⇒



問 収税課(☎232-9145)

## 国民健康保険加入者で所得の状況が確認できない方へ

国民健康保険に加入していて、令和5年中の所得の状況が確認できない23歳以上の方へ、10月上旬に国民健康保険税簡易申告書を送付します。ただし、収入が年金のみの方を除きます。

この申告書は、国民健康保険税を算定するのに必要な資料ですので、所得の有無に関わらず、記入のうえ、必ず返送してください。

問 国保年金課(☎232-9526)

## 家屋を取壊したときは届出を

家屋に対する固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在で存在するものに課税されます。

令和7年1月1日時点までに、家屋の全部または一部を取壊したときは、「家屋減失届」を忘れずに提出してください。提出後、担当者が現地確認に伺いますので、調査にご協力をお願いします。

届出用紙など、詳細はこちら⇒



問 資産税課(☎224-1122)

## 不動産取得税

不動産取得税は、土地や建物を取得したときや、家屋を建築(新築・改築・増築)したときに、取得者に課税される県の税金です。税額は、固定資産課税台帳に登録されている価格の3%(住宅以外の家屋は4%)です。

なお、住宅・住宅用土地などを取得した場合等は、一定の要件を満たせば、軽減措置が受けられます。

問 水戸県税事務所(☎221-4820)または市資産税課(☎224-1122)

## 国民年金任意加入制度

老齢基礎年金を受け取るためには、保険料を納めた期間と免除などを受けた期間が、合わせて10年以上あることが必要です。

60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときは、60歳以降でも国民年金に任意加入することができます。

なお、加入は申出のあった月からになりますので、ご注意ください。

対象▶次の①～④すべてに該当する方

- ①国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
  - ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
  - ③20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の方
  - ④厚生年金保険、共済組合等に加入していない方
- ※納付方法は口座振替となります。年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方や、外国に居住する日本人で20歳以上65歳未満の方も加入できます



問 国保年金課(☎232-9529)または水戸北年金事務所(☎231-2283)

### みと町内会・自治会カード

水戸市住みよいまちづくり推進協議会では、町内会・自治会会員に優待特典がある「みと町内会・自治会カード」を配布しています。

市内340店舗以上でカードが使えますので、協力店に行ってお得な優待サービスを受けましょう。

加盟店など、詳細はこちら⇒



☎ 水戸市住みよいまちづくり推進協議会(☎228-6781)または市民生活課(☎232-9151)

### 一般競争入札で不動産を売却します

土地に既存する建物(旧南消防署)の解体を条件とし、市有地を売却します。

※入札参加には、現地確認が必須です

種類▶土地 所在▶城南1丁目7番4

地積▶519.22㎡ 最低価格▶880万円

現地確認申込み▶10月7日(月)～18日(金)

に、申込書に記入し、☒、☎で 詳細はこちら⇨



☎ 財産活用課(☎232-9135、☎224-1144、☒zai.katsu.uketsuke@city.mito.lg.jp)

### 資源物の持ち去り防止にご協力を

市では、ごみ集積所に出された資源物を、市の委託業者以外の者が収集・運搬することを禁止し、巡回を行っています。資源物の持ち去り行為は、収集日前日の夜から早朝にかけて行われることが多いため、できるだけ収集時間(午前8時)の直前に資源物を出しましょう。なお、市の委託業者以外の不審な車両を見かけた場合は、直接注意せずに、車両ナンバーや場所などを連絡してください。

☎ ごみ減量課(☎232-9114)

### フードドライブを実施します

10月は食品ロス削減月間です。「すぐ使う食材は期限が近いものを購入する」「食べきれる量を作って最後まで食べきる」など、「もったいない」を意識して、食品ロスの削減につなげましょう。

市では、10月16日(水)～30日(水)に、市役所1階東側入口に食品受取箱「きずなBOX」を設置します。余っている食品があれば、ぜひ寄付してください。



☎ ごみ減量課(☎232-9114)

### 水戸市史を販売しています

#### 【中巻(近世編)】

- (一)水戸藩の成立～光圀の時代 5,000円
- (二)綱條時代～文化文政期 4,000円
- (三)天保改革の時代 5,000円
- (四)弘化嘉永期～斉昭の生涯 5,000円
- (五)万延文久期～廃藩置県 5,000円

#### 【下巻(近現代編)】

- (一)廃藩置県～明治45年 5,000円
- (二)大正～昭和20年の敗戦 5,000円
- (三)昭和20年の敗戦～昭和60年 5,000円
- (一)～(三)セット購入 10,500円

※「上巻(原始古代・中世編)」(販売中止)は、市ホームページで閲覧できます

【概説水戸市史】 1,500円

上巻～下巻をまとめたダイジェスト版です。

【水戸市近現代年表】 2,000円

「政治・行政」「経済・産業」など6部門に分けて掲載した年表です。

#### ▼取扱店

書店名	所在地	電話番号
川又書店	駅ビルエクセル内	231-1073
永井書店	柳町2	224-3420

☎ 総務法制課(☎232-9116)

## 大塚池公園の釣り禁止・水鳥の保護

大塚池公園には、冬になるとハクチョウなど多くの水鳥が飛来します。そのため、通年釣りを禁止する区域と、水鳥が増える10月15日から翌年3月末まで釣りを禁止する区域を設けています。

なお、呼鳥橋、白鳥橋の橋上からの釣りも、歩行者に対して危険を及ぼすため、禁止しています。ルールやマナーを守って釣りをしてください。

詳細はこちら⇒



問 公園緑地課(☎232-9214)

## 生垣を設置しませんか

緑豊かな住みよいまちづくりを進めるため、生垣を新設する方には補助金を交付しています。事前に申請が必要なので、まずは相談してください。

対象▶次のすべての要件を満たす方

- ①住宅用地に生垣を新設するか、既存のブロック塀などを取壊し、生垣を設置するもの
- ②公道に面し、生垣の延長が5m以上のもの
- ③生垣としての外観を備え、生垣の高さが概ね1m以上であるもの
- ④ブロック塀などの内側に設置する場合は、このブロック塀などの高さが60cm以下であるもの
- ⑤販売目的の住宅用地に設置するものでないこと

※ブロック塀撤去のみの場合は、補助対象外

補助金の額▶次のとおり

- ①生垣の設置に要する経費の2分の1(限度額15万円。ただし、1m当たりの限度額は5,000円)
- ②生垣を設置するためのブロック塀などの撤去に要する経費の2分の1(限度額9万円。ただし1m当たりの限度額は3,000円)

申込み▶☒で

申請書など、  
詳細はこちら⇒



問 公園緑地課(☎232-9214)

## 環境にやさしい設備の設置費を補助

### 【住宅用太陽光発電システムの設置】

再生可能エネルギー普及促進のため、太陽光発電システムの設置費を補助します。

詳細はこちら⇒



対象▶令和6年度に、自らが居住するまたは居住する予定の住宅などに太陽光発電システムを設置する方 ※このほかにも要件があります

補助金の額▶太陽電池出力1kWあたり1万円(1件あたり上限5万円)

### 【雨水貯留施設などの設置】

雨水の有効利用や地下浸透を促進する取組として、屋根に降った雨水を貯留する施設や地下に浸透させる施設などの設置費を補助します。

詳細はこちら⇒



対象▶令和6年度に、自らが居住するまたは居住する予定の住宅などに雨水貯留施設等を設置する方 ※このほかにも要件があります。設置する施設によって、補助対象内容が異なります

補助金の額▶設置費用の2分の1(上限あり) ※対象区域があります

申込み▶☒、☒で、水戸市環境保全課(☎310-8610)へ ※設置前に申請が必要です

問 同課(☎232-9154)

## マタニティマーク

妊娠初期は、妊娠していることが分かりづらいため、「つわり」などのつらい症状があっても、周囲の理解が得られにくい場合があります。

鉄道やバス、飲食店などで、マタニティマークを付けている妊産婦さんを見かけたら、皆さんのやさしさをサポートしましょう。



問 子育て支援課(☎350-1216)

## 大きな土地を取得した後、「届出」が必要になる場合があります

市街化区域は2,000㎡以上、市街化調整区域は5,000㎡以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者(譲受人)は契約締結日から2週間以内に、市に届出を行う必要があります。

同一の利用目的のために買い集める土地の合計が、上記面積以上となる場合も届出が必要です。 [詳細はこちら⇒](#)



**問** 都市計画課(☎232-9206)

## ご意見をお寄せください

【水戸市所有者不明土地対策計画(素案)】

意見公募期間▶10月28日(月)～11月26日(火)(必着)

閲覧場所▶都市計画課、情報公開センター、各出張所、各市民センター、市ホームページ

提出方法▶☒、📧、🗨️、📠で

[詳細はこちら⇒](#)



**問** 都市計画課(〒310-8610、☎232-9206、📠224-1117、☒iken.urban.plan@city.mito.lg.jp)

## 水戸市二十歳のつどいを開催します

出身中学校により、2部に分けて開催します。なお、当日の会場の様子は、ライブ配信しますのでなだでもご覧になれます。

期日▶令和7年1月12日(日)

時間▶第1部…午前10時30分から(開場は午前9時30分から) 第2部…午後2時30分から(開場は午後1時30分から)

第1部	第一中、第三中、第四中、飯富中、赤塚中、第五中、笠原中、茨城中、水戸英宏中、智学館、特別支援学校、市外の中学校、その他の中学校
第2部	第二中、緑岡中、見川中、双葉台中、石川中、千波中、常澄中、内原中、国田義務教育、茨大附属中

場所▶市民会館

対象▶平成16年4月2日～平成17年4月1日に生まれた方 ※11月末時点で水戸市に住民登録している方には、12月16日(月)までに案内状を送付します。就職や進学などに伴い、市外に住民登録を変更した方や、近隣の市町村から市内の中学校に通学していた方も参加できます [詳細はこちら⇒](#)



**問** 生涯学習課(☎306-8692)

## 農地転用には手続きが必要です

農地の転用とは、農地を住宅、店舗、山林、資材置場、駐車場など、農地以外の用途に変更することです。

無断での農地転用は、周辺農地へ悪影響を及ぼしかねないため、必ず事前に手続きしてください。

申請書・届出用紙など、[詳細はこちら⇒](#)



【市街化調整区域内の場合】

農業委員会からの許可が必要です。

許可申請の受付期間は、毎月21～25日です。許可が出るまでに約1か月かかります。

※転用の目的・周辺農地の状況によっては許可とならない場合もありますので、事前に農業委員会事務局に相談してください

※事前相談は、随時受付しています

【市街化区域内の場合】

農業委員会への届出が必要です。

届出の受付は、随時行っています。受理の通知までに約1週間かかります。

転用は農業委員会で届出受理通知書を受け取ってから行ってください。

**問** 農業委員会事務局(☎232-9264)

## 南消防署緑岡出張所が リニューアルします

10月31日(木)から、リニューアルし、運用を開始します。

なお、所在地や電話番号に、変更はありません。

所在地▶平須町1828番地の246

電話番号▶241-4395



イメージ図

問 消防総務課(☎221-0112)

## 地域の宝を地域文化財へ 推薦しませんか

「水戸市地域文化財」は、地域で大切に守り伝えられている文化財を後世に残すための制度です。

認定されると、修理や保存・活用方法の助言や案内板の設置、イベントなどでの活用を行います。

推薦前の相談も随時受付けています。



推薦方法など、詳細はこちら⇒

問 歴史文化財課(☎306-8132)

## 募集

## スポーツ振興協会職員を 募集します

試験期日▶1次(筆記試験)…11月17日(日) 2次(面接試験)…12月15日(日)

募集人数▶2名

採用日▶令和7年4月1日

応募資格▶次のすべての条件を満たす方

- ①平成8年4月2日以降生まれ
- ②スポーツ経験・指導歴があるまたは旅行業務に関する実務経験がある
- ③パソコンの基本操作ができる
- ④普通自動車運転免許を有する

職務内容▶体育施設の管理運営、各種スポーツ教室の企画・指導またはスポーツコンベンションのマネジメント



申込み▶10月31日(木)(当日消印有効)までに、申込書に記入し、郵で ※申込書・募集要項は、市内各体育施設または同協会ホームページで入手できます



問 スポーツ振興協会(〒310-0913見川町2256、☎243-0111)

## 浄化槽は定期的に点検と清掃を

悪臭や河川・湖沼の水質悪化を防ぐため、定期的に浄化槽の保守点検と清掃を行い、法定検査を受けることが法律で義務付けられています。

- ①法定検査 毎年1回受ける必要があります。茨城県水質保全協会(☎291-4000)へ依頼してください。 ※法定検査を受検していない方へ受検指導の文書を郵送する場合があります
- ②保守点検 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3~4回行う必要があります。市に登録している保守点検業者に依頼してください。
- ③清掃 年に1回以上(全ぱっ気型の浄化槽は6か月に1回以上)行う必要があります。下記の地区の業者に依頼して下さい。

地区	業者名	電話番号
水戸	新生環境整備	221-7525
	富士企業	243-2363
	水戸環整センター	241-1821
常澄	クロサワクリーンサービス	267-2927
	常陽資材	248-0505
	山本環境開発	267-4419
内原	セイコー	259-3268
	茨城友清	259-4817

問 下水道計画課(☎350-8508)



募集

陸上自衛隊高等工科学校生徒

応募資格▶令和7年4月1日現在15歳以上17歳未満の男子で、中学校卒業または中等教育学校の前期課程修了者(見込含)

試験日▶1次…令和7年1月25日(土)または26日(日)の指定する1日 第2次…令和7年2月13(木)～16日(日)の指定する1日

※推薦試験もあります 詳細はこちら⇨ 

問 自衛隊茨城地方協力本部水戸募集案内所(☎226-9294)または市総務法制課(☎232-9116)


募集

JICA海外協力隊

開発途上国で現地の人々とともに働きながら、互いに学び合い、人づくり国づくりに参加できるボランティアをしてみませんか。

対象▶20歳から69歳までの日本国籍を  
持つ方

応募期間▶10月1日(火)～31日(木)(必着)

応募方法など、詳細はこちら⇨ 

問 JICA筑波連携推進課(☎029-838-1117)またはJICA茨城デスク(☎241-1611)、市文化交流課(☎291-3846)

相談窓口



そのほかの相談窓口は  
こちらから▶



相談の名称	内容	期日	時間	場所	問合せ
消費生活相談	消費者トラブルなどの相談に、専門家が応じます。期日ごとに、相談できる専門家が異なります。 ※電話での事前予約が必要です  LuckyFM 茨城放送 「消費生活について」 放送日時▶11/21(木)17:15から	11/6(水) (司法書士)	13:30～15:30	市役所2階	市消費生活センター (☎226-4194)
		11/7(木) (建築士)	13:00～15:00		
		11/13・27(水) (弁護士)	13:00～15:00		
		11/19(火) (精神保健福祉士)	10:00～15:00		
特設無料 人権相談所	暮らしの中で起こるさまざまな心配事、人権問題、法律問題などの相談に、弁護士や学識経験者などで構成する人権擁護委員が応じます。	11/8、12/13、 R7.1/17、3/14の 金曜日	10:00～15:00 (受付は14:30 まで)	市役所6階	福祉総務課 (☎232-9169)
税理士会の無料 税務相談	所得税や相続税、開業に伴う税などに関する相談に、税理士が応じます。	毎週火曜日	9:00～12:00	市役所2階	税理士会水戸支部 (☎221-8786) 市民税課 (☎232-9138)
庭木相談	樹木医の資格を持つ職員が、庭木の剪定方法や、病気や害虫への対処などの相談に応じます。 ※電話での事前予約が必要です	毎週火・木曜日	9:30～15:30	公園協会	公園協会 (☎244-2895)
パソコン相談	パソコン・スマホ・タブレットを使って困ったこと、分からないことなどいろいろな相談に応じます。 対象▶市内に居住または通勤・通学する高齢者・障害者または市内でボランティア活動をしている方 ※電話での事前予約が必要です	毎月第2・第4 土曜日	10:00～12:00、 13:00～15:00	市福祉ボランティア会館	市社会福祉協議会 ボランティアセンター (☎309-1011)